

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

① 令和5年5月26日

厚生労働大臣 殿

株式会社 プランニング A
(ふりがな) だいはりょうとりしまりやく あらい やすよし

②届出者 氏 名 代表取締役 新井 康悦

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	07-ユ-300295
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ ぷらんいんぐえい 株式会社 プランニング A
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒960-8136 電話 024 (573) 7897 ふくしまけんふくしましやしまちょう 福島県福島市八島町 10 番 11 号
⑥適用開始・変更予定日	令和 5 年 9 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別紙の手数料表による
⑧備 考	株式会社 プランニング A 本社に対して適用する。 担当者：求人メディア事業部 企画営業担当 桑島 純久 電 話：(024)573-7897

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20 % (または 400,000 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20 % (または 400,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>20 % (または 400,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 07-ユ-300295

株式会社 プランニング A

事業所の名称及び所在地 福島県福島市八島町 10 番 11 号

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により入社後6ヶ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合 50%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合 25%
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合 5%